

がいこくじんとうろくしょうめいしょ

外国人登録証明書 のこと

へいせい ねん がつ にち てつづ しょうめいしょ こうふ しょうめいしょ
(平成24年7月8日 までに 手続きして もらった 証明書、または 交付された 証明書)

がいこくじんとうろくしょうめいしょ

○外国人登録証明書 とは

へいせい ねん がつ にち はいし がいこくじんとうろくせいど つく
平成24年7月9日に 廃止された 外国人登録制度に もとづいて 作られた カードです。

へいせい ねん がつ にちいこう きかん つづ つか
平成24年7月9日以降 しばらくの 期間 続けて 使うことが できます。

がいこくじんとうろくしょうめいしょ つか きげん

○外国人登録証明書が 使える 期限のこと

げんざい も がいこくじんとうろくしょうめいしょ つかう さい たんじょうび
現在 持っている 外国人登録証明書を 使うことが できるのは、16歳の 誕生日まで
です。

あたらし とくべつえいじゅうしゃしょうめいしょ てつづ
新しい 特別永住者証明書を もらうための 手続きを して ください。

さいいじょう かた すで きげん き あたらし かーど とくべつえいじゅうしゃ
16歳以上 の 方は 既に 期限が 切れていますので、すぐに 新しいカード (特別永住者

しょうめいしょ てつづ
証明書) の 手続きをしてください。

へんこう ひつよう

○変更に 必要なもの

あたらし かーど へんこう ひつよう つぎ
新しいカードに 変更する ときに 必要なものは 次の 3つです。

がいこくじんとうろくしょうめいしょ

① 外国人登録証明書

ばすぽーと

② パスポート

しゃしん まい げついない さつえい たて せんち よこ せんち

③ 写真1枚 → 3か月以内に 撮影し、縦4センチ、横3センチのもの

せいかつの いろいろなこと (にしのみやしの ばあい)

だいにんにん しんせい じぶん か ひと てつづ
 ○代理人が 申請するには（自分ではない 代わりの人が 手続きするには）

てつづ ほんにん しんせい ひつよう おな せたい さいいじょう
 手続きは、本人が 申請を する 必要が あります。ただし、同じ 世帯の 16歳以上 の

しんぞく ほんにん いらい か しんせい
 親族は、本人からの 依頼があれば、代わりに 申請することが できます。

か ひと しんせい か じぶん だれ しょうめい
 代わりの人が 申請を するには、代わりの人は、自分が 誰であるかを 証明する

うんでんめんきょしょう ばすぽーと ひつよう
 運転免許証、またはパスポート が 必要です。

うえ か じょうけん てつづ にのみやしやくしよ ほんちようしゃ ちか
 ※上に 書いている 条件で 手続きに いけない ばあいは、西宮市役所 本庁舎か、近く

ししょ き
 の 支所で聞いてください。

あくたにのみやすてーしょん サービスせんたー
 ※アクタ 西宮ステーション、サービスセンターでは

うえ か てつづ
 上に 書いてある 手続きが できません。

と あ さき
 (問い合わせ先)

にのみやしやくしよしみんか
 ・西宮市役所市民課

ろくたんじちよう
 六湛寺町10-3 0798-35-3104

なるおししよ
 ・鳴尾支所：

なるおちよう ちようめ
 鳴尾町3丁目5-14 0798-47-0101

かわらきししよ
 ・瓦木支所：

かわらばやしちよう
 瓦林町8-1 0798-67-5132

こうとうししよ
 ・甲東支所：

こうとうえん ちようめ
 甲東園3丁目2-29 0798-51-2681

せいかつの いろいろなこと (にのみやしの ばあい)

しおぜししよ
・塩瀬支所

なほしんまち しおせせんたー1かい
名塩新町1 塩瀬センター1階 0797-61-0521

やまぐちししよ
・山口支所

しもやまぐち ちようめ やまぐちせんたーかい
下山口4丁目1-8 山口センター1階 078-904-0395